

関西広域環境保全計画(改定素案)に対する御意見、御提言と 関西広域連合の考え方について

「関西広域環境保全計画(改定素案)」に対する府県民意見等を募集した結果、2名から述べ10件(うち意見の公表を望まないもの1件)の御意見・御提言をいただきました。
いただいた御意見・御提言に対する関西広域連合の考え方は以下のとおりです。

整理番号	頁	章	御意見・御提案	御意見・御提案に対する考え方
1	—	—	「関西広域連合広域環境保全局」が主体となつて関西広域連合の構成府県内の地域全体で、IOT、AI人工知能等のICTの情報通信技術を活用して、太陽光発電・太陽熱発電・風力発電・洋上風力発電・小水力発電・バイオマス発電・潮流発電・温泉熱発電を一元的並びに包括的に集中管理運営を行う「ICTスマート・グリッド」の推進を行う。	ICTを活用した電力の需給管理は、電力の安定供給や効率的利用等の観点から意義があるものと考えられ、既に各地で様々な調査や検討が行われている状況です。 いただいた御意見は今後の取組の検討等に当たって参考にさせていただきます。
2	—	—	「関西広域連合環境保全局」が主体となつて、関西広域連合の構成府県内で「関西広域連合・もつたいない運動」(節電・節水・省エネ等)を展開する。	関西広域連合では、これまで関西圏統一での節電を呼びかけてきており、それを受けた各府県市での省エネ等の啓発が行われてきています。今後もこうした広域での省エネ・節電等を呼びかけていくことは、「改定素案」でも記載しています。
3	—	—	「関西広域連合環境保全局」が主体となつて、関西広域連合の構成府県内で地域の実状に即した水素燃料電池自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車のバランスの取れた普及促進を行う。	次世代自動車については、充電器や水素ステーションの位置情報その他普及に係る啓発に取り組んでいくこととしており、このことは「改定素案」でも記載しています。
4	—	—	「関西広域連合環境保全局」が主体となつて、関西広域連合の構成府県内のダム、河口堰、谷川、農業用水路等(例えば琵琶湖疎水等)で「小水力発電事業」を推進する。	再生可能エネルギーの導入促進については、各構成府県市において地域の実状に応じた取組が実施されていることから、関西広域連合としては、優良事例を連合全体に波及させる観点から、情報交換会の開催など取組を進めているところ です。 これまで再生可能エネルギーの導入は太陽光発電が先行し、大きな比率を占めていますが、今後は小水力やバイオマスなど、地域の未利用資源の利活用を図っていくことが重要と考えており、このことを明確にするため、次のとおり修正します。 OP15、17-18行目 【修正前】 「～地域の再生可能エネルギー導入の担い手となる人材を育成する。」 【修正後】 「～地域の小水力やバイオマスなど地域の未利用資源を活用した再生可能エネルギー導入の担い手となる人材を育成する。」
5	—	—	「関西広域連合環境保全局」が主体となつて、関西広域連合の構成府県内で「関西広域連合・3R運動」を(発生抑制・再使用・再生利用)を展開する。	3Rの推進については、現行の関西広域環境保全計画に基づき、平成26年度から継続して取り組んでおり、このことは「改定素案」でも記載しています。
6	—	—	「関西広域連合環境保全局」が主体となつて関西広域連合の構成府県内で、多種多様な生き物の棲みかや憩いの森林づくりなど豊かな自然を大切に自然と共生する「循環型環境社会」を創出する。	自然との共生に向けては、森、川、海のつながりを重視した生物多様性の保全上重要な地域を「関西の活かしたい自然エリア」として選定し、この自然エリアの保全と活用の取組を推進しています。このことは、「改定素案」でも記載しています。

整理番号	頁	章	御意見・御提案	御意見・御提案に対する考え方
7	—	—	「関西広域連合環境保全局」が関西広域連合の構成府県と構成政令指定都市に「脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」の制定を働きかける。	構成府県市での条例の制定は当該府県市の手続きとなりますが、今後、気候変動に係る適応策の取組について、構成府県市での情報共有を進めたいと考えています。 なお、各構成府県市の温暖化対策に係る目標や取組については、巻末資料に掲載することとします。
8	—	—	関西広域連合の構成府県内で「デポジット制度」を実施する。	御指摘いただいたデポジット制度については、関西だけで実施するより、国全体で導入されるべきと考えています。 このため、全国知事会や全国環境衛生・廃棄物関係課長会等を通じて国にデポジット制度の導入を要望しているところです。
9	—	—	関西広域連合の構成府県及び構成政令指定都市で「森林環境保全税」の導入を行う。 ※アルミ缶、スチール缶、ペットボトルに「森林環境保全税」の原資として10円上乗せを行う。	関西広域連合の構成府県では、徳島県を除き、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県において、既に、森林整備にかかる地方の独自課税（都道府県民税）が導入されており、各府県の森林保全等に活用されているところです。 そのため、ご提案にあるような目的でのさらなる税の徴収は困難です。 以上のことから原案どおりといたします。